

野百合園の指定の一部の効力停止（行政処分）の報告とお詫び

この度、当法人が運営する野百合園におきまして、令和4年3月から令和6年3月までの間に、関係自治体によって判断された職員5人による計5件の利用者虐待の事実により、神奈川県から指定の一部の効力停止処分（令和6年12月18日から令和7年6月17日まで、当施設における新規入所者の受入れを停止とする。）を受けることになりました。

本来、法人として、より高い職業倫理、利用者支援の質を維持・向上していかなければならないにもかかわらず、こうした行政処分を受けることになってしまい、ご利用者様、ご家族の方をはじめ、施設を利用されている方々、関係者の皆様に、心より深くお詫び申し上げます。

虐待として確認された行為は、次のとおりです。

- 1 令和4年3月、食事を終えた利用者様が大声をあげながら、食堂の出入り口方向に移動している際、近くにいた職員の腕をつかむような動作をした。その際、職員が利用者様に廊下方向に向かうよう背中を叩いた。
- 2 令和5年5月、布団交換を行っていた職員が、利用者様に不意に眼鏡を取られた。その後、職員は利用者様を追いかけ、両腕を持ち、話しかけ、威圧的に注意をした。
- 3 令和5年11月、職員が利用者様をトイレに誘導した際に、利用者様に対して暴言（「早くしろと言ってんだらう。」、「そこじゃねーよ。こっち。」）を吐いた。また、職員は、同様の暴言（きつい声かけ）を他の場面でも繰り返していた。
- 4 令和6年3月、就寝時間にテレビを大音量で流し始めた利用者様に対し、職員が「早く寝ろ。」等と強い口調で命令し、威嚇した。
- 5 令和6年3月、園の玄関ホールのベンチに座っていた利用者様を職員が散歩に連れ出そうとした。その際、利用者様が座り込んだが、職員は利用者様の右腕を掴んで引きずり、散歩に連れ出した。

法人といたしましては、この度の行政処分を真摯に受け止め、利用者さんに対する虐待は根絶しなければならないと固く心に誓うとともに、こうしたことが二度と発生しないよう、虐待根絶に向け背水の陣を敷いて、法人一丸となって信頼回復に向け抜本的な改革に取り組む決意でございますので、今後とも、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和6年12月18日

社会福祉法人 野百合会
理事長 北條 昌彦